

小牧市ブランドコンセプト発信支援等業務委託プロポーザル実施要領

〔令和5年4月28日〕
〔5小シ第184号〕

1 趣旨

小牧市ブランドコンセプト発信支援等業務について、最適な提案をする者（以下「最適者」という。）を、公募型プロポーザル方式により特定するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

本市では、平成30年度に「小牧市地域ブランド基本戦略 2nd ステップ」を策定し、市民向けのブランド発信を継続していく一方で、市外に対しての情報発信や話題作りも並行して行い、市民の定住、市外からの転入促進につなげていくこととしている。本業務は、ブランドコンセプトを伝えるため、市が用意するムービー等を用いたコミュニケーションプログラムの提案及び実施に関する支援業務を委託するものである。詳細については、別紙「小牧市ブランドコンセプト発信支援等業務仕様書」による。

3 提案上限金額

2,499,000円（消費税及び地方消費税を含む）

4 契約期間

ブランドコンセプト発信支援委託 契約締結日～令和6年3月31日（日）

5 参加資格

小牧市ブランドコンセプト発信支援等業務委託プロポーザル実施要綱（令和5年3月31日4小シ第1880号）第3条に規定する条件を満たすこと。

6 スケジュール（予定）

項目	日程
実施要領等の公表（公告）	令和5年4月28日（金）
質疑受付	令和5年5月1日（月） ～5月10日（水）
質疑回答	令和5年5月15日（月）
参加表明書等の提出期間	令和5年5月16日（火） ～6月2日（金）
質疑送付（審査委員会→参加者） ※第一次審査がある場合	令和5年6月8日（木）

質疑回答期限（参加者→審査委員会） ※第一次審査がある場合	令和5年6月14日（水）
第一次審査（5者以上の参加表明があった場合）	令和5年6月23日（金）
プレゼンテーション及びヒアリング審査	令和5年7月5日（水）
結果発表（公表・通知）	令和5年7月中旬
見積徴収及び契約締結	令和5年7月下旬～

※期間の表示があるものは、午前9時から午後5時まで（期間中の土曜日、日曜日及び国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
に行うものとする。

※上記スケジュールは予定であり、変更する場合がある。

※審査結果は書面にて通知する。

7 参加表明書等の提出方法

(1) 参加表明書等の提出期間

令和5年5月16日（火）～令和5年6月2日（金）

（土曜日・日曜日及び祝祭日を除く午前9時から午後5時まで）

※参加表明書等については、小牧市ホームページに掲載したものをダウンロード
すること（窓口での配布は行わない）。

(2) 提出場所及び提出方法

〒485-8650 小牧市堀の内3丁目1番地（本庁舎3階）

小牧市役所 地域活性化営業部 シティプロモーション課

上記提出場所に直接または郵送（書留に限る）により提出してください。

（令和5年6月2日（金）必着）

(3) 提出書類

・参加表明書（様式第1） 1部

・技術提案書（任意様式）10部

A4サイズ両面10枚（20ページ、表紙含む）以内（文字フォント12pt以上）
で作成し、左上1箇所をステープラー（ホチキス等）で綴じたものを提出
すること。

①業務実施体制	<p>(1)会社概要（設立年月日、代表者氏名、役員構成、資本金、従業員数、事業所所在地、事業内容等）</p> <p>(2)本業務を担当する営業所、業務支援体制、担当予定者の経歴、経験年数等</p> <p>(3)類似業務の実績（自治体名、自治体の規模（人口、職員数）、実施年度、契約期間等）</p> <p>(4)その他特筆すべき事項</p>
---------	---

②技術提案事項	(1) ブランドコンセプト発信支援業務 (コミュニケーションプログラムの提案) ・本市がめざすまちのイメージである「ブランドコンセプト」と、その実現のために取り組む施策である「アクションプログラム」を、市内外の方に効果的に伝えていくために広告媒体を用いた取り組みと実施方法と、その想定される効果の提案
③見積金額及び積算内訳	小牧市ブランドコンセプト発信支援等業務にかかる見積金額及び積算内訳

(4) 質問の受付・回答

受付期間：令和5年5月1日(月)～令和5年5月10日(水) 午後2時(必着)

提出方法：電子メールにて件名を「小牧市都市ブランドプロポーザルに関する質問(事業者名)」とし、質問書(様式1)を添付して、次のメールアドレス宛に送信すること。

※質問受付期間以外の質問及び電話など口頭による質問の受付は行わない。

メールアドレス：citypromotion@city.komaki.lg.jp

質問の回答：令和5年5月15日(月)

※小牧市ホームページに掲載(質問者の名称は公表しない。)

※仕様書の補足等が掲載されることもあるため、質問及び回答については、参加表明書等の提出前に必ず確認すること。

8 業者選定方法

(1) 審査方法

事業者の選定は、小牧市ブランドコンセプト発信支援等業務委託プロポーザル審査委員会(以下「委員会」という。)の審査において行う。

(2) 審査方式

①第一次審査(5者以上の参加表明があった場合)

審査は技術提案書を基に書面による審査を行う。

ア 審査日 令和5年6月23日(金)

②プレゼンテーション及びヒアリング審査

審査は対面によるプレゼンテーション及びヒアリング審査により行う。ただし、状況に応じ、リモートによるプレゼンテーションも可とする。

ア 審査日 令和5年7月5日(水) ※詳細については別途通知。

イ 場所 小牧市役所601会議室

- ウ 出席者
 - a. 統括責任者を含む3名以内とする。
 - b. 説明は、本業務の担当予定者が行うこととする。
- エ 備考
 - a. 技術提案書の受付順により、1者25分（プレゼンテーション15分、質疑応答10分）のヒアリングを行う。
 - b. プレゼンテーションには、事務局で用意したPC端末（Microsoft Office PowerPoint 2013バージョン）及びプロジェクターを使用すること。なお、技術提案データは、USBメモリ等の媒体により持参若しくは事前にメール等で送付すること。
 - c. プレゼンテーションの準備は、前者のプレゼンテーション終了後、5分以内に行うこと。

(3) 選定方法等

①第一次審査

ア 下記項目について技術提案書を基に審査委員が採点を行い、上位5者程度にプレゼンテーション及びヒアリング審査へ出席要請を行うものとする。（各審査委員100点、合計700点）

②プレゼンテーション及びヒアリング審査

ア 下記項目について審査委員が採点を行い、各審査委員の採点の合計で最高得点の者を最適者とする。（各審査委員100点、合計700点）

イ 最高得点の者が同点の場合は、技術提案内容の合計の優劣により特定する。なお、技術提案内容の合計が同点の場合は、審査委員長の技術提案内容の合計の優劣により特定する。

ウ 審査の結果、最適者に次いで合計得点が高い1者を次点とし、業務契約の開始日前までに最適者が辞退した場合には、次点を新たな契約候補者として手続きを行うものとする。

エ 参加表明事業者が1者の場合であっても、審査を行うが、審査の結果、一定の基準を満たされなかった場合は、契約候補者として特定しない。

〈審査委員7人分の合計：審査委員一人当たりの配点は100点〉

評価項目	評価事項	配点
業務実施体制	・業務を迅速に遂行するための適切な体制が整っているか。	21点
	・類似業務の実績は十分か。 ・実績から事業を遂行できる能力を有しているか。	49点
技術提案内容	【理解】 ・本市の都市ブランド戦略を十分に理解しているか。 ・本市の現状を把握した提案であるか。	175点
	【手法】 ・斬新なアイデア、革新的、先進的な提案であるか。	210点
	【効果】 ・市内外の子育て世代の方に効果的に伝わる広告媒体であるか。 ・効果測定の手法や目標設定は明確であるか。	210点
経済性	・提案内容は見積金額に見合っているか。	35点
合計		700点

(4) 審査結果

審査結果は、文書にて参加表明書等の提出者全てに郵送し、小牧市ホームページで公開する。なお、審査結果について異議申し立ては認めない。

9 審査委員

- (1) 地域活性化営業部長
- (2) 市長公室次長
- (3) 地域活性化営業部次長
- (4) こども未来部次長
- (5) 教育部次長
- (6) 秘書政策課都市ブランド推進連絡員
- (7) 広報広聴課都市ブランド推進連絡員

10 参加報酬の有無

参加表明書等の作成に係る費用は提出者の負担とし、参加報酬（報償費）等は支払わない。

11 業務契約

(1) 契約の締結交渉

契約候補者特定後、契約条件等について、本市と契約候補者との間で協議し、提

案上限金額の範囲内で契約を締結する。契約手続き及び契約書は、小牧市契約規則の定めによるところによるものとする。また、提案された内容と実際の契約内容が異なる場合があるので了承すること。なお、協議が不調のときは、次点者と契約締結に向けた協議を行うものとする。この場合において、契約候補者に生じる損害については、市は一切の責を負わない。

(2) 契約料

委託料は、市が算出した金額以内とする。なお、委託料の支払いについては、業務完了後に検査を行い、適正な請求書に基づき支払うものとする。

(3) 契約保証金

免除とする。

(4) 契約方法

随意契約とする。

1 2 その他

(1) 本プロポーザルの審査委員及びその家族が実質的に関係する組織に所属する者は本プロポーザルに参加できない。

(2) 本プロポーザルの公告から審査結果が公表されるまでの間において、審査委員、事務局及び関係職員に、参加表明書等を提出した者が本プロポーザルに関する接触（本要領に定める手続きは除く。）を求めたときは失格とする。

(3) 本プロポーザルにおいて、次のいずれかに該当すると委員会が認めた場合は失格となる。

①提出書類が、提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合。

②提出書類が、実施要綱に定められた様式及び記載上の留意事項に適合しない場合。

③提出書類に、記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。

④提出書類に虚偽の記載がある場合。

⑤他者の提出書類を盗用した疑いがある場合。

⑥見積額が提案上限額を越えている場合。

⑦その他実施要領等に違反すると認められた場合。

(4) 提出書類は選定を行う作業に必要な範囲において複製することがあり、返却はしない。また、本選定に関する公表や出版、展示その他市が必要と認めるときに、無償で一部又は全部を使用できるものとする。

(5) 提出期限後の書類の再提出及び差し替えは、原則として認めない。

- (6) 提出書類は、小牧市情報公開条例（平成12年小牧市条例第39号）に規定する開示請求の対象となる。
- (7) 本市は、契約締結後においても、受注者に本提案における不正または虚偽記載等と認められる行為が判明した場合は、契約を解除できるものとする。

1.3 問合せ先

小牧市役所 地域活性化営業部 シティプロモーション課

〒485-8650 小牧市堀の内三丁目1番地

TEL 0568-39-6528

FAX 0568-75-8283

E-mail citypromotion@city.komaki.lg.jp

年 月 日

(宛先) 小牧市長

商号又は名称
代表者

プロポーザルに関する質問書

小牧市ブランドコンセプト発信支援等業務委託プロポーザルにかかる、次の項目について質問いたします。

質 問 事 項

注意事項

- 1 項目番号はつけないものとする。
- 2 質問がない場合は、質問書を提出する必要はない。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。